## 令和5年3月13日からのマスク着用の考え方①

屋内

原則着用

○原則、マスクを着用

作队部向

感染症対策本部事務局

マスクの着用は個人の判断を基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮 《県民の皆さまの対応》

《県民の皆さまの対応》						
~令和5年3月12日		令和5年3月13日~				
屋外	原則不要	個人の判断を基本				
屋内	原則着用	個人の土地の全体				
		<ul><li>○マスクの着用を求める</li><li>「感染を広げず、重症化リスク」</li><li>者を感染から守るため</li></ul>	<ul><li>・症状がある場合、新型コロナ検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合にやむを得ず外出するとき</li><li>・事業者が感染対策上又は業務上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるとき (例:県立病院では従来通り来院者にもマスク着用を要請)</li></ul>			
		○マスクの着用を推奨 「感染を広げないため」	・受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問するとき ・通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき			
		○マスクの着用が効果的 「感染から守るため」	・重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦)が感染 拡大時に混雑した場所に行くとき			
※学校教育活動における令和5年4月1日からのマスクの取扱いは、文部科学省通知を踏まえ別途 《県職員の対応》						
~令和5年3月12日		令和5年3月13日~				
屋外	原則不要	個人の判断を基本				

医療機関の従事者(県立病院)

施設等への出張時

・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者

・県民への窓口業務(県税事務所、健康福祉事務所等)

## 令和5年3月13日からのマスク着用の考え方②

## 《県職員の対応》

マスク着用を想定する場面		県の機関 ※1	国の取扱 ※2
医療機関の勤務時	医療機関の従事者	県立病院	高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の 従事者については、勤務中のマスクの着 用を推奨
	フが高い方が多く入院・生 命者施設等への出張時	県立病院等	高齢者等重症化リスクの高い者への感染 を防ぐため、マスク着用を推奨
	県民局内の 窓口業務従事者	県税事務所、健康福祉事務所、土木事務所等	事業者が感染対策上又は事業上の理由等 により、利用者又は従業員にマスクの着 用を求めることは許容される
県民への窓口業務時	地方機関の 窓口業務従事者	兵庫県民総合相談センター、自治研修所、職員会館、兵庫陶芸美術館、消費生活総合センター、県立男女共同参画センター、広域防災センター、こども家庭センター、女性家庭センター、県立身体障害者更生相談所、県立知的障害者更生相談所、動物愛護センター、県立工業技術センター、旅券事務所、県立農林水産技術総合センター、家畜保健衛生所等	
- " -	こおける勤務時 学校における取扱いに準拠)	県立明石学園、県立総合衛生学院、県立ものづくり大学校、 県立但馬技術大学校、県立高等技術専門学院、兵庫障害者職 業能力開発校、県立森林大学校、県立淡路景観園芸学校	3月31日までは原則着用 (4月1日以降の考え方は、別途、文部科学省が通知予定)

- ※1 上記以外の県立施設(指定管理施設を含む)も、県の機関の取扱いに準じる
- ※2「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

【問い合わせ先】(県民の皆様について)兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 電話:078-362-9833(内線3145) (県職員について)総務部職員課管理班 電話:078-362-3121(内線2585)